

【大会参加事業費補助金について】

●申請時に必要な書類（当該大会の2週間前までに申請が必要）

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・当該大会開催要項
- ・県予選大会開催要項
- ・県予選大会結果（新聞の写しでも可）
 - ※県予選大会の要項等において、全国（東北）大会の予選会であることを示しているものが必要
 - ※選抜として選出された場合は、その旨がわかる書類・推薦書の写し等
- ・大会参加者名簿（大会参加申込時の名簿の写し）
- ・振込先の口座番号（通帳の写し）

●請求時に必要な書類（大会終了後に請求）

- ・補助金交付請求書
- ・事業実績書
- ・収支精算書
- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・交通費、宿泊費の領収書の写し（参加人数確認のために必要）
- ・大会プログラムもしくはプログラムの写し（表紙・大会日程、大会要項等、組み合わせが分かる部分）
- ・大会結果
- ・大会参加者名簿（実際に参加した者を特定させる）
- ・委任状：申請者と振込口座の名義人が異なる場合に必要（同一人物であっても、振込指定口座の名義人が、団体の代表者ではなく、個人名義の場合も必要。なお、委任状の提出月日は、補助金交付決定通知書の日付以降で請求書と同じ日付で記載。）

●決定通知後の補助金額変更に必要な書類

- ・事業計画変更（中止、廃止）承認申請書
- ・事業計画変更書 ※変更理由を明確に記載のこと
- ・収支予算変更書
- ・補助金交付決定通知書の写し

◎注意事項

- ・監督、コーチ等については、大会開催要項等に記載されている人員のみを補助の対象とする。
- ・予定日程より早く試合が終了した場合等で、宿泊を必要としないと判断される場合は、宿泊費補助等を減額する場合があります。